



平成 29 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 大日本コンサルタント株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 新井 伸博
(コード：9797 東証第二部)
問合せ先 常務執行役員経営統括部長 楠本 良徳
(TEL 03-5394-7611)

株式報酬型ストック・オプションの導入について

平成 29 年 8 月 10 日開催の当社取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬として株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関する議案を、平成 29 年 9 月 22 日開催予定の第 55 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプション制度を導入する理由

取締役が株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、長期的な業績向上及び企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的として、従来の固定報酬中心の報酬体系から株式報酬の割合を高めるために、本制度を導入することといたしました。

2. 本制度の内容

(1) 本制度導入後の報酬体系

本制度は、固定給としての基本報酬、単年度の業績達成率に連動する年次インセンティブ報酬、取締役在任中の貢献に報いる中長期インセンティブ報酬から構成されます。

なお、本制度における取締役の報酬の構成割合のイメージは下図のとおりです（年次インセンティブは、業績達成率に応じて0%～15%で支給します）。

<イメージ図>

基本報酬 75%	年次インセンティブ 15%	中長期インセンティブ 10%
-------------	------------------	-------------------

(2) 各インセンティブ制度の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年次インセンティブ及び中長期インセンティブとして以下の2種類のストック・オプション（新株予約権）を発行します。

- i. 年次インセンティブ：株式報酬型ストック・オプション（業績達成型）

ii. 中長期インセンティブ: 株式報酬型ストック・オプション (中長期インセンティブ型)

これらのうち、i. 株式報酬型ストック・オプション (業績達成型) につきましては、業績目標の達成率に応じてストック・オプションを付与することとしており、業績目標を達成しなければ付与することはありません。

なお、上記2種類のストック・オプションの内容は下記のとおりであり、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数をそれぞれ上限1,000個としておりますが、当該期間における上限個数はi. 株式報酬型ストック・オプション (業績達成型) とii. 株式報酬型ストック・オプション (中長期インセンティブ型) の合計が1,000個を超えないものとしたします。

各ストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

3. 株式報酬型ストック・オプション (業績達成型)

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数 (以下、3. において「付与株式数」という。) は1個当たり100株とする。

ただし、本総会決議の日以降に、当社が普通株式につき、株式分割 (当社普通株式の無償割当を含む。以下、3. において株式分割の記載につき同じ。) 又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,000個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者 (以下、3. において「新株予約権者」という。) は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から11年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- ② その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

4. 株式報酬型ストック・オプション（中長期インセンティブ型）

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、4.において「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、本総会決議の日以降に、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、4.において株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,000個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、4.において「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ② その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上